

銀行法施行規則に第19条の2第1項第5号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(平成19年3月23日金融庁告示第15号、いわゆるパーゼル 第3の柱に基づく開示)として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を当該告示に則り、開示しております。

【定性的な開示事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
連結グループに属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。

(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社の数

連結される子会社 7社

連結子会社の名称及び主要な業務

- ・東和ビジネス株式会社 (メール並びに現金等の輸送業務)
- ・東和オフィス株式会社 (ATM監視センター業務・東和銀行の受託業務)
- ・東和信用保証株式会社 (信用保証業務)
- ・東和カード株式会社 (クレジットカード業務)
- ・株式会社東和ユニベン (投資育成業務)
- ・東和銀リース株式会社 (リース業務)
- ・東和フェニックス株式会社 (金融関連業務)

(3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

比例連結方式を適用している金融関連法人はございません。

(4) 自己資本比率告示第31条第1項第2号イから八までに掲げる控除項目の対象となる会社の名称及び主要な業務の内容

対象となる会社はございません。

(5) 銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

対象となる会社はございません。

(6) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

銀行法における大口信用供与規制といった一般法令上の制約のほか、連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段ございません。

2. 自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段		概 要
普通株式	248百万株	完全議決権株式
取得請求権付第一種優先株式	145万株	
期限付劣後債務	15,000百万円	
期限付劣後債務	4,000百万円	

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、各種リスクを横断的に把握・評価し、それらのリスクが[Tier1 + Tier2 + その他有価証券含み益の45%]を超えないようにモニタリングすることで、自己資本の充実度を確認しております。

また、自己資本比率、Tier1比率等を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めております。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っています。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っています。評価は、新規与信実行時及び、実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めています。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。審査部門は、自己査定の集計結果等を常務会及び取締役会に報告しています。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、審査部が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っています。審査部は、モニタリング結果を定期的に常務会に報告しています。

当行では、行内格付制度を導入しています。行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、行内格付を利用しています。

また、当行では信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活用しています。

自己査定と償却・引当

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却または個別貸倒引当金の計上を行っています。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、中小企業等向けエクスポージャーを除く全ての法人等向けエクスポージャーについて、100%のリスク・ウェイトを適用しております。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っていますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めています。保証では、信用保証協会、政府関係機関、及び保証会社による保証が主となっています。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「担保事務手続」、「保証人事務手続」等の行内規程に基づいて、適切な取扱いを行っております。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規程を定めています。

また、貸出金と預金の相殺を行える取引としては、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引を対象としており、「貸出共通事務手続」等の行内規程に基づいて、手続を行います。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保及び適格保証、及び、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保の内容としては自行預金、国債、適格保証の内容としては住宅金融支援機構(前住宅金融公庫)や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものです。

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎にカレント・エクスポージャー方式^(注)により算出した信用リスク量の把握・管理を行っています。

(注)カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、又は外的事象が生起することから、生じる損失にかかるリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクに関し、経営方針の中でリスク管理方針を定め、事務リスクとシステム・リスクに区分して管理しています。

主管部である事務部においては、事務リスク及びシステムに関わる事故データ等の管理・蓄積を行っているほか、リスクの状況に関して経営陣に定期的に報告しています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」^(注)を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等のリスク管理につきましては、投資事業組合の事業報告に基づき、適正な会計処理を行っております。

リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては、時価評価及びバリュアット・リスク(VaR)によりリスク量を計測し、予め定めた損失限度枠の遵守状況をモニタリングしております。

また、非上場株式、子会社・関連会社株式、その他の株式等で時価のないものにつきましては、自己査定のプロセスの中で、財務諸表に基づいて算定する純資産額と取得簿価との比較による評価を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当行が管理するリスクの一つとして、市場リスクがあります。市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいい、主に、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに分けられます。

当行では、市場リスク量を適切にコントロールするために、総合企画部が市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを試算しています。

総合企画部は、市場リスクの状況について、毎月、資金管理部(常務会)において経営陣に報告しており、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っています。

(2) 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当行では、銀行勘定(資産・負債勘定のうち、貸出金、預金、有価証券など)における金利リスクを算定するにあたり、計量可能なリスクについては、ベシス・ポイント・バリュアット(BPV)^{注1)}、ギャップ分析^{注2)}、バリュアット・リスク(VaR)^{注3)}などの計測手法を用いて、計量しております^{注4)}。

その他、ストレス・テストやシミュレーションを行い、金利が大きく変動した場合等の想定しうる金利リスク量や損失額等の把握を行っております。例として、パーゼルの標準的な金利ショックに対する経済価値変動額の算出や、金利が1%上昇したときの期間収益変動額のアーニング・アット・リスク(EaR)^{注5)}による算出等を行っております。

(注1) BPV…金利が0.01%変化した場合の時価損益

(注2) ギャップ分析…資産負債の残高を将来の金利改定期ごとに集計して、そのギャップを分析する手法

(注3) VaR…一定の確率の下の予想最大損失額

(注4) 金利リスク量算定にあたり、預金や貸出金の期限前解約・返済は考慮していない。また、普通預金など満期のない預金については、期間を3か月以内として算定。

(注5) EaR…期間収益の変動をリスク管理の基軸に据え、今後のある期間の「累計期間収益」の期待値とその変動額を「確率的なアプローチ」で評価・管理する手法。

【定量的な開示事項】（平成20年9月期）

1. 連結自己資本比率の控除項目の対象となる非連結子会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
 該会社はありません。

2. 自己資本の構成に関する事項

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

(1) 連結自己資本比率（国内基準）

(単位 百万円)

項 目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
基本的項目 (Tier 1)	資 本	39,565	39,565
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資 本 剰 余 金	4,000	4,000
	利 益 剰 余 金	9,951	6,269
	自 己 株 式 ()	96	103
	自 己 株 式 申 込 証 拠 金	-	-
	社 外 流 出 予 定 額 ()	-	193
	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 ()	-	3,276
	為 替 換 算 調 整 勘 定	-	-
	新 株 予 約 権	-	-
	連 結 子 法 人 等 の 少 数 株 主 持 分	446	4,779
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	営 業 権 相 当 額 ()	-	-
の れ ん 相 当 額 ()	-	-	
企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	-	-	
計 (A)	33,964	38,501	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^{注1}	-	-	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,606	2,694
	一 般 貸 倒 引 当 金	5,514	5,606
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	19,000	19,000
	うち永久劣後債務 ^{注2}	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^{注3}	19,000	19,000
計	27,121	27,301	
うち自己資本への算入額(B)	25,103	27,301	
控除項目	控 除 項 目 注4(C)	-	-
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	59,067	65,803
リスク・アセット等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	810,273	830,405
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	10,578	9,794
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 (E)	820,852	840,199
	オペレ-ショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%)(F)	61,487	56,894
	(参考)オペレ-ショナル・リスク相当額(G)	4,919	4,551
計 (E) + (F) 注5 (H)	882,340	897,093	
連結自己資本比率(国内基準) = $\frac{(D)}{(H)} \times 100$		6.69	7.33
(参考) Tier 1比率 = $\frac{(A)}{(H)} \times 100$		3.84	4.29

- (注)1. 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2)一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4)利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(2) 単体自己資本比率 (国内基準)

(単位 百万円)

項 目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
基本的項目 (Tier 1)	資 本 金	39,565	39,565
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新 株 式 申 込 証 拠 金	-	-
	資 本 準 備 金	4,000	4,000
	そ の 他 資 本 剰 余 金	-	-
	利 益 準 備 金	-	-
	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,478	7,476
	そ の 他	-	-
	自 己 株 式 ()	96	103
	自 己 株 式 申 込 証 拠 金	-	-
	社 外 流 出 予 定 額 ()	-	-
	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 ()	-	3,288
	新 株 予 約 権	-	-
	営 業 権 相 当 額 ()	-	-
の れ ん 相 当 額 ()	-	-	
企業結合により計上される無形固定資産相当額 ()	-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 ()	-	-	
計 (A)	32,990	32,696	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^{注1}	-	-	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,606	2,694
	一 般 貸 倒 引 当 金	5,497	5,596
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	19,000	19,000
	うち永久劣後債務 ^{注2}	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^{注3}	19,000	19,000
計	27,104	27,291	
うち自己資本への算入額(B)	24,599	24,639	
控除項目	控 除 項 目 ^{注4} (C)	-	-
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	57,590	57,336
リスク・アセット等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	809,214	830,162
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	10,578	9,794
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 (E)	819,793	839,856
	オペレ-ショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%)(F)	59,794	55,514
	(参考) オペレ-ショナル・リスク相当額(G)	4,783	4,441
計 (E) + (F) ^{注5} (H)	879,587	895,471	
単体自己資本比率 (国内基準) = $\frac{(D)}{(H)} \times 100$		6.54	6.40
(参考) Tier 1比率 = $\frac{(A)}{(H)} \times 100$		3.75	3.65

- (注) 1. 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

3. 自己資本の充実度に関する事項

(単位 百万円)

項目	連結		単体	
	リスク・アセット(D)	所要自己資本額	リスク・アセット(D)	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	840,199	33,608	839,956	33,598
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	966	39	966	39
地方三公社向け	7	0	7	0
金融機関及び証券会社向け	16,161	646	16,144	646
法人等向け	453,930	18,157	462,409	18,496
中小企業等向け及び個人向け	77,478	3,099	76,804	3,072
抵当権付住宅ローン	114,112	4,564	114,303	4,572
不動産取得等事業向け	73,070	2,923	73,070	2,923
三月以上延滞等	11,153	446	7,486	299
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	10,187	407	10,187	407
株式会社産業再生機構による保証付	-	-	-	-
出資等	24,625	985	31,345	1,254
上記以外	47,120	1,885	35,844	1,434
証券化(オリジネータの場合)	-	-	-	-
証券化(オリジネータ以外の場合)	-	-	-	-
複数の資産を裏付けとする資産	1,591	64	1,591	64
オフ・バランス取引等	9,794	392	9,794	392
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	56,894	2,276	55,514	2,221
総所要自己資本額		35,884		35,819

(注) 所要自己資本額 = リスク・アセット × 4%

4. 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

(単位 百万円)

取引種類の名称	連結	単体
貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引	1,185,533	1,184,972
うち貸出金	1,171,131	1,170,571
債券	419,677	419,677
デリバティブ	0	0
その他	120,762	118,880
合計	1,725,974	1,723,531

貸出金および三月以上延滞エクスポージャーの業種別期末残高

(単位 百万円)

業 種	連 結		単 体	
	貸 出 残 高	うち三月延滞	貸 出 残 高	うち三月延滞
製 造 業	174,791	738	174,389	566
農 業	1,309	-	1,309	-
林 業	10	-	10	-
漁 業	149	-	149	-
鉱 業	154	-	154	-
建 設 業	73,311	927	73,134	759
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1,875	-	1,875	-
情 報 通 信 業	4,233	49	4,204	20
運 輸 業	28,940	-	28,940	-
卸 売 ・ 小 売 業	109,779	3,923	108,596	1,333
金 融 ・ 保 険 業	63,949	283	65,229	283
不 動 産 業	161,654	2,889	159,519	1,567
各 種 サ ー ビ ス 業	156,939	2,697	164,108	634
地 方 公 共 団 体	7,688	-	7,688	-
そ の 他	386,344	3,958	381,260	2,832
業 種 別 計	1,171,131	15,469	1,170,571	7,998

貸出金及び債券の残存期間別期末残高

(連結)

(単位 百万円)

残 存 期 間	貸 出 金	債 券			
		国 債	地 方 債	社 債	
1 年 以 下	728,086	30,885	16,659	8,416	5,809
1 年 超 3 年 以 下	227,085	103,860	74,925	10,890	18,044
3 年 超 5 年 以 下	88,049	76,288	57,951	8,673	9,663
5 年 超 7 年 以 下	30,549	34,926	21,480	12,746	700
7 年 超 10 年 以 下	56,012	113,659	97,335	13,633	2,690
10 年 超	6,322	60,056	58,395	707	954
期 間 の 定 め の な い も の	31,919	-	-	-	-
そ の 他	3,107	-	-	-	-
残 存 期 間 別 計	1,171,130	419,677	326,747	55,068	37,862

(単体)

(単位 百万円)

残 存 期 間	貸 出 金	債 券			
		国 債	地 方 債	社 債	
1 年 以 下	734,995	30,885	16,659	8,416	5,809
1 年 超 3 年 以 下	226,563	103,860	74,925	10,890	18,044
3 年 超 5 年 以 下	87,207	76,288	57,951	8,673	9,663
5 年 超 7 年 以 下	30,102	34,926	21,480	12,746	700
7 年 超 10 年 以 下	55,470	113,659	97,335	13,633	2,690
10 年 超	5,463	60,056	58,395	707	954
期 間 の 定 め の な い も の	30,771	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 計	1,170,571	419,677	326,747	55,068	37,862

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額（部分直接償却前）

(単位 百万円)

		連 結			単 体		
		期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成19年9月30日	10,075	834	10,910	11,059	910	11,969
	平成20年9月30日	8,979	2,076	11,056	10,005	1,285	11,290
個別貸倒引当金	平成19年9月30日	20,186	2,541	17,644	19,459	2,521	16,938
	平成20年9月30日	17,320	2,283	15,036	13,666	2,456	11,209
合 計	平成19年9月30日	30,262	1,706	28,555	30,518	1,611	28,908
	平成20年9月30日	26,300	207	26,092	23,671	1,171	22,500

業種別

(単位 百万円)

	個別貸倒引当金	
	連 結	単 体
製 造 業	1,607	1,589
農 業	-	-
林 業	-	-
漁 業	12	12
鉱 業	-	-
建 設 業	1,419	1,347
電気・ガス・熱供給・水道業	6	6
情報通信業	16	1
運 輸 業	405	405
卸売・小売業	2,661	2,068
金融・保険業	87	87
不動産業	1,205	1,027
各種サービス業	5,751	4,166
地方公共団体	-	-
その他	1,863	497
合 計	15,036	11,209

(3) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位 百万円)

	貸出金償却	
	連 結	単 体
製 造 業	521	293
農 業	-	-
林 業	-	-
漁 業	-	-
鉱 業	-	-
建 設 業	345	334
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
情報通信業	-	-
運 輸 業	-	-
卸売・小売業	55	14
金融・保険業	17	17
不動産業	319	178
各種サービス業	788	787
地方公共団体	-	-
その他	448	60
合 計	2,496	1,686

5. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位 百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	連 結		単 体	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	-	429,219	-	429,218
10%	-	111,541	-	111,541
20%	80,801	35	80,720	35
35%	-	326,034	-	326,580
50%	1	6,301	1	1,381
75%	-	103,304	-	102,405
100%	-	606,038	-	609,341
150%	-	2,857	-	2,466
合 計	80,803	1,585,332	80,722	1,582,971

(2) 標準的手法又はポートフォリオについて、保証が適用されたエクスポージャーの額 (単位 百万円)

	連 結	単 体
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー(注)	23,041	23,041
保証またはクレジットデリバティブが適用されたエクスポージャー	-	-

(注) 預金担保が該当

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額 (単位 百万円)

	連 結	単 体
グロス再構築コストの額	0	0
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)	0	0
派生商品取引	0	0
外国為替関連取引	-	-
金利関連取引	0	0
その他取引	-	-
クレジットデリバティブ	-	-
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	0	0

7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価 (単位 百万円)

	連 結		単 体	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等	19,571		19,275	
上記に該当しない出資等	5,054		12,070	
合 計	24,625	24,625	31,345	31,345

(2) 銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(単位 百万円)

	連 結	単 体
売却損益額	25	24
償却額	1,767	1,767

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位 百万円)

	連 結	単 体
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	1,121	945
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	-	-

8. 銀行勘定における金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(1) 標準化された金利ショック (99%タイル値・1%タイル値) に対する経済価値の変動額

銀行勘定に対する金利リスクに関して、99%タイル値・1%タイル値の金利ショックに対する経済価値の変動額 (平成20年9月基準) は、以下のとおりであります。

(単位)

(単位 百万円)

	99%タイル値	1%タイル値
経済価値の変動額	13,828	8,788

<計測方法及び前提条件>

標準的な金利ショックとしては、「99%タイル値・1%タイル値」を採用しています。

各期間の市場金利について、1年前(240営業日前)の金利との変化幅を過去5年分(1,200通り)算出し、大きい順に並べたとき、上から12番目の金利変化幅を1パーセントタイル値、下から12番目の金利変化幅を99パーセントタイル値と呼びます。

有価証券はGPS方式、有価証券以外はラダー方式により経済価値変動額を算出しております。

要払性預金(別段・納税を除く)で、以下のうち金額の一番小さいものを「コア預金」と定義し、平均2.5年間滞留するものとして経済価値変動額を算出しております。

- ・過去5年の最低残高
- ・過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高
- ・現残高の50%相当額

平成20年9月期では現残高の50%相当額の採用となりました。